

別紙

H.13.9.19 部落解放同盟との話し合い項目に対する考え方

<要望項目>

1 昨年12月6日、公布・施行された「人権教育・啓発推進法」に対する県の見解を明らかにされたい。特に、衆・参両院の附帯決議を踏まえ、部落差別撤廃の観点から、高知県としていかなる「基本計画」を考えているかを明らかにされたい。

<県の考え方>

(法に対する県の見解)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、様々な人権に関する教育啓発について、国や地方公共団体、国民の責務が明らかにされており、その趣旨や内容は、平成10年4月に施行しました高知県人権尊重の社会づくり条例と目指す方向を同じくするものと考えています。

(高知県としていかなる基本計画を考えているか。)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、国に基本計画を策定することが義務づけられており、衆・参両院の附帯決議では、「基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。」とされておりますが、現段階では、基本計画について、国から何も示されておられません。

(高知県が策定する基本計画は、どのようなものと考えているか。)

法律は国に策定を義務づけているものですし、県としては、平成10年3月に人権尊重の社会づくり条例を制定し、この条例に基づいて人権施策の基本方針を策定しておりますことや、人権教育のための国連10年高知県行動計画を策定して真に人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでおりますことから、新たに基本計画を策定することは考えておりません。

<要望項目>

2 1996年5月の「地対協意見具申」に対する県の基本的見解を明らかにされたい。特に「同和問題に関する基本認識」等の中で、以下の諸点を明らかにしたことに対する見解を明らかにされたい。

- ① 部落差別がなお現存し、日本社会の重要な課題であること。
- ② 部落問題をはじめとする日本社会に現存している人権問題の解決が国際的な責務であること。
- ③ 「同対審答申」の精神を踏まえ、部落問題解決に向けた今後の取り組みがあらゆる人権問題の解決と結びついている未来にかかわった課題であること。
- ④ 部落問題の解決に向けて法的整備を含め各般の検討が必要であること。

<県の考え方>

(1996年5月の地対協意見具申に対する基本的見解)

この意見具申では、同和問題に関する基本認識のほか、同和問題解決への取り組みの経緯と現状、同和問題解決への展望、今後の重点施策の方向について述べられており、その内容は、県が同和問題の解決に向けた取り組みを行う上でも、指針となるものであると受け止めています。

(例示項目に対する見解)

①、②、③について

①、②、③については、高知県でも、同和問題に関わる差別や偏見は、厳然と残っておりますので、同和問題は、引き続き人権問題の大きな柱の一つだと考えています。こうした認識に基づきまして、平成10年3月には「人権尊重の社会づくり条例」を制定しましたし、同年7月には「人権教育のための国連10年高知県行動計画」を策定しまして、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでいるところです。今後とも、こうした条例や行動計画に基づきまして、市町村や企業、県民とともに取り組むことによりまして、一日も早く人権が尊重される社会を実現しなければならないと考えております。

④について

④については、地対協の意見具申では、「本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し」ということになっています。ここで検討が求められております「法的措置の必要性」は、「本報告に盛り込まれた施策を実現していくため」のもので、本報告に盛り込まれた施策とは、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」、「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」、「地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行」、「今後の施策の適正な推進」の4点のことだと思われまます。このうち、「教育啓発の推進」と、「被害の救済」に関しては、平成9年3月に人権擁護施策推進法が施行されておりますし、一般対策への移行に関しても、平成9年3月に地対財特法が5年間延長されております。また、人権擁護施策推進法を受けて設置された人権擁護推進審議会から、平成11年7月には、人権教育・啓発に関する答申が、平成13年5月には、人権侵害の被害者救済に関する答申が出されるなど、地対協の意見具申で述べられている「本報告に盛り込まれた施策を実現していくための法的措置を含む各般の措置」については、取り組みが進められていると思えます。

<要望項目>

3 2002年3月末の「地対財特法」の期限切れを展望した、今後の同和行政、人権行政に関する県の見解を明らかにされたい。

その際、① 1965年8月に出された「同対審答申」では、「部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない」と明確に述べられていたこと。② 1996年5月の「地対協意見具申」においても、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にもまして、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」と指摘されていたこと。③ さらに、「地対協意見具申」では、特別措置から一般施策へ移行するに際して、「既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。」と条件が示されていたこと。④ 総じてこれまでの同和行政の成果を踏まえ、人権行政を創造し、同和行政をその重要な柱としていくことが求められていること、を踏まえられたい。

<県の考え方>

(例示項目に対する見解)

①・②について

初めに、例示されている項目に対する見解です。①と②についてですが、①で述べられている「この行政」とは、「差別の解消に向けた行政の取り組み」のことと考えております。一般対策の中で、「この行政」の意味を考えますと、限定的に捉えれば、県民に対する教育・啓発ということになりますし、広く捉えれば、県行政のすべての施策が「この行政」に当たると思えます。一般対策に移行した後は、県民に対する教育・啓発に努めますとともに、その他の施策については、地区、地区外を区別せずに、事業の必要性に応じて所要の施策を講じて参ります。

③について

③については、要求書によりますと、「意見具申では、特別措置から一般施策へ移行するに際して、『これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生じないように配慮すべきである』という条件が示されている」ということになっておりますが、意見具申で述べられておりますのは、「特別措置から一般施策へ移行するに際して」ではなく、「一般対策への移行を円滑に行うためには一部の事業について一定の工夫が必要であり、その具体化にあたってはこれまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生じないように配慮すべきである」ということです。こうした配慮は、平成9年度からの5年間、補助率を据え置くなどの形で行われてきていると受け止めております。

④について

④については、同和問題は人権問題の大きな柱の一つであると認識しています。

(地対財特法期限切れ後の同和行政、人権行政に関する県の見解)

同和地区、同和関係者に対象を限定して講じられてきた特別対策は本年度で終了し、平成14年度からは、同和地区と他の地域とを区別することなく、課題ごとに一般対策で対応していきます。また、同和問題は人権問題の大きな柱の一つであるとの認識のもとに、同和問題解決の究極の目的である差別意識の解消と、あらゆる人権問題に対する人権意識の高揚に向けて、教育啓発などに取り組むこととしております。

<要望項目>

4 2002年3月の「地対財特法」期限切れ後の国としての同和行政、人権行政を確立していくうえで、今日時点の部落差別の実態を全面的に明らかにしていく必要があるが、県の見解を明らかにされたい。また、大阪府、鳥取県、徳島県、香川県等で昨年部落実態調査が実施されており、この調査結果からも学んでいくことが必要であるが、この点に関する県の見解を明らかにされたい。

さらに、知事をはじめ幹部の部落視察を早急に実施されたい。

<県の考え方>

(実態調査に対する見解)

先ほどもお答えをしましたとおり、一般対策の考え方は、同和地区や同和関係者を区別した対応はしないということです。この考え方からは、同和地区、同和関係者に関する実態調査を行うという考え方は出てこないと思います。高知県としては、人権全般について県民の意識調査を行うよう、予算要求をしていきたいと考えております。

(他県の実態調査に学ぶべきとの指摘に対する見解)

他の県は、それぞれが調査の必要性を判断して実施しているものだと思います。高知県としては、先ほども申し上げましたが、人権全般について、県民の意識調査を行うよう、予算要求をしていきたいと考えております。

(県幹部の部落視察)

住民に身近な地域の課題については、基本的には、住民に最も近い市町村において状況を把握しながら改善に向けて取り組むべきだと思いますし、これまで、そのように取り組んで参りました。県としては、市町村から、課題や、施策ニーズを聞きながら、必要に応じて施策を講じていく立場にありますし、地方分権の考え方からも、県が直接、同和地区のみを対象として視察することは考えておりません。

<要望項目>

5 今日時点の部落差別の現実を踏まえ、「同和行政基本方針」並びにこれを受けた「同和行政推進プラン」を策定されたい。また、人権に関する実態を把握し、同和行政を重要な柱と位置づけた「人権行政基本方針」並びにこれを受けた「人権行政推進プラン」を策定されたい。

＜県の考え方＞

平成10年4月に高知県人権尊重の社会づくり条例を施行し、同年7月には人権教育のための国連10年高知県行動計画を策定しておりますし、平成12年3月には、条例に基づきまして、人権施策の基本方針を定めますとともに、人権に関する実態を公表しております。今後は、人権に関する県民の意識の把握に努めながら、こうした条例や行動計画などに基づいて、市町村や企業、県民とともに、人権が尊重される社会の実現に向けて積極的に取り組んで参ります。

なお、施策の対象を同和地区、同和関係者に限定しないという一般対策の考え方では、同和地区、同和関係者を対象とした基本方針等を策定するという考え方はありません。

＜要望項目＞

6 これまで部落問題に取り組んできた都府県、市区町村の動向を見たとき、これまでの同和行政なり同和教育の推進にかかわった行政機構を人権行政や人権教育を推進していくための行政機構へと拡充し、その上で同和行政なり同和教育を推進していくセクションを明確に位置づけているところが増加している。高知県としても、これまでの同和行政の取り組みを踏まえ、これを人権行政へと発展させ、そのうえで同和行政を引き続き推進していくための行政機構を整備する必要があるが、この点に関する見解を明らかにされたい。

＜県の考え方＞

高知県としては、これまでの同和行政の取り組みを踏まえ、今後は、人権行政として取り組んでいくために、今年4月に組織体制を見直したところです。具体的には、同和対策課を人権課に統合いたしますとともに、同和対策本部と国連人権教育高知県推進委員会は廃止し、人権問題全体にわたって庁内の総合調整を行う組織として、新たに人権施策推進委員会を設置いたしました。また、県民の意見を聞く場としては、今後は、既に設置しております人権尊重の社会づくり協議会において対応することとし、これまでの同和対策審議会は廃止いたしました。こうした見直しによりまして、同和問題を人権施策として取り組むための組織体制は整ってきたと考えております。

＜要望項目＞

7 高知県人権尊重の社会づくり条例、人権教育のための国連10年高知県行動計画、高知県人権施策基本方針の積極的な具体化をはかられたい。また、高知県人権尊重の社会づくり協議会の委員に被差別当事者を位置付けられたい。

＜県の考え方＞

(条例等の具体化)

これまでも申し上げましたが、現在、人権尊重の社会づくり条例や人権教育のための国連10年高知県行動計画、人権施策基本方針に基づき、市町村、企業、県民とともに、人権が尊重される社会の実現にむけて取り組んでいるところです。今後も、県民の人権意識の把握に努めながら、教育や啓発などに積極的に取り組んで参ります。

(人権尊重の社会づくり協議会の委員に被差別当事者を位置づけるべき)

人権尊重の社会づくり協議会の委員については、現在人選をしているところです。その委員に被差別当事者を位置付けるか否かにかかわらず、県としては、同和関係団体の方々など、被差別当事者の方々の御意見をお伺いしながら、同和問題の解決に向けて取り組むことは、当然のことだと考えています。

<要望項目>

8 地方自治体の取り組みを支援するとともに、国レベルにおいても部落差別撤廃・人権確立、人権が尊重された日本社会を創造していくための法制度の整備が求められているが、これに対する県の見解を明らかにされたい。

<県の考え方>

人権尊重の社会づくりに向けましては、平成12年12月に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定されておりますし、今後も、人権擁護推進審議会の被害の救済に関する答申を受けて、この法律の改正が予定されているなど、人権が尊重される社会の実現に向けた必要な法整備は整いつつあると考えております。国に対しては、これまで全日本同和对策協議会や四国地方開発推進委員会を通じて、人権教育・啓発のための法的措置や、人権侵害による被害者の救済に関する法的措置などの要望をして参りました。